

令和3年度沖縄地方最低賃金審議会

第6回沖縄県最低賃金専門部会

日時 : 令和3年8月6日(金) 15:00~
場所 : 那覇第2地方合同庁舎1号館2階共用大会議室

議事次第

- 1 地域別最低賃金の発効日について
- 2 改正額の提示及び調整
- 3 その他(結審の場合、部会報告書作成、答申)

令和3年度沖縄地方最低賃金審議会

第6回沖縄県最低賃金専門部会 配布資料

1 最低賃金法（抜粋）

○最低賃金法(昭和三十四年四月十五日)(法律第百三十七号) <抜粋>

(地域別最低賃金の公示及び発効)

第十四条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

- 2 第十条第一項の規定による地域別最低賃金の決定及び第十二条の規定による地域別最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日(公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、同条の規定による地域別最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日(公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、その効力を生ずる。